

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 19 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 19 年 6 月 12 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 10 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 11 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 18 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
平成18年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第16 報告第13号 平成18年度有田川町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第17 報告第14号 平成18年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第15号 平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第19 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
平成19年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 報告第18号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第22 報告第19号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第23 議案第53号 有田川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第54号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第55号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第57号 有田川町福祉バス運行に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第27 議案第58号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更について
- 日程第28 議案第59号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第29 議案第62号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第30 議案第63号 有田川町道路線の廃止について

- 日程第31 議案第64号 有田川町道路線の廃止について
 日程第32 議案第65号 有田川町道路線の認定について
 日程第33 議案第66号 有田川町道路線の認定について
 日程第34 議案第67号 有田川町道路線の認定について
 日程第35 議案第68号 有田川町道路線の認定について
 日程第36 議案第69号 有田川町道路線の認定について
 日程第37 議案第70号 有田川町道路線の認定について
 日程第38 議案第71号 有田川町道路線の認定について
 日程第39 議案第72号 有田川町道路線の認定について
 日程第40 議案第49号 平成19年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
 日程第41 議案第50号 平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算
 （第1号）
 日程第42 議案第51号 平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正
 予算（第1号）
 日程第43 議案第52号 平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予
 算（第1号）
 日程第44 議案第56号 有田川町下水道事業受益者負担金条例の制定について
 日程第45 議案第60号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
 日程第46 議案第61号 有田川町辺地総合整備計画の策定について

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前勢利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中面正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

11番 佐々木 裕 哲 17番 坂 上 東洋士

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須佐見 政 人	企画財政課長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	片 畑 昌 宙
福 祉 課 長	東 敏 雄	環境衛生課長	河 島 一 昭
住 民 課 長	星 田 仁 志	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	中 西 一 雄
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地籍調査課長	下 西 隆 雄
水 道 課 長	山 本 満寿典	下 水 道 課 長	中 井 勇
教育委員長	鈴 間 稔	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	岩 本 良 憲	社会教育課長	平 内 竹 信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開会 9時32分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから平成19年第2回有田川町議会定例会を開会します。

開議 9時33分

○議長（亀井次男）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、11番、佐々木裕哲君、17番、坂上東洋士君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から6月6日に行われた委員会開催の結果について、ご報告願います。

議会運営委員長、中山君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る6月6日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から6月26日までの15日間とし、日程につきましては、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第4から日程第46までの報告19件、議案24件につきまして一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求め、その後、全員協議会にてご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議において議案審議をお願いいたします。

次に、今期定例会に提出されました請願・要望につきましては、お手元に配布の文書表のとおりと決定いたしましたので、ご了承願います。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

終わります。

○議長（亀井次男）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの15日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、報告19件、議案24件であります。

また、説明員は町長ほか21名であります。

次に、下水道事業対策特別委員長から、正副委員長について、6月11日に互選された結果の報告を受けています。

委員長に田中良知君、副委員長に堀江眞智子君と決定しました。

次に、風力発電設置特別委員長から、正副委員長について、6月11日に互選された結果の報告を受けています。

委員長に西弘義君、副委員長に横畑龍彦君。

以上の方々がそれぞれ委員長、副委員長に決定しましたことをご報告します。

次に、監査委員より、平成19年2月、3月、4月分の例月出納検査及び平成18年度、平成19年度の定期監査の結果、そして、平成18年度有田川町水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

これより議案の審議を行います。

お諮りします。

日程第4から日程第46までの報告19件、議案24件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第46までの報告19件、議案24件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日ここに、平成19年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、それぞれたいへんお忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先だち、去る4月1日付けで人事異動を発令しましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

会計課長の浜田文男でございます。

○会計課長（浜田文男）

浜田です。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○町長（中山正隆）

企画財政課長の山崎正行でございます。

○企画財政課長（山崎正行）

よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○町長（中山正隆）

総合業務課長の高垣忠由でございます。

○総合業務課長（高垣忠由）

よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○町長（中山正隆）

環境衛生課長の河島一昭でございます。

○環境衛生課長（河島一昭）

河島です。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○町長（中山正隆）

産業課長の中島詳裕でございます。

○産業課長（中島詳裕）

中島です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○町長（中山正隆）

地籍調査課長の下西隆雄でございます。

○地籍調査課長（下西隆雄）

下西です。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○町長（中山正隆）

水道課長の山本満寿典でございます。

○水道課長（山本満寿典）

山本です。よろしくお願ひいたします。

〔拍手〕

○町長（中山正隆）

以上で紹介を終わらせていただきます。

どうか、今後よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

報告第1号から報告第15号までの15議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年度一般会計及び各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第9号であります。

今回の補正は、町税、地方譲与税、地方交付税、国及び県支出金、町債などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2億7,378万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、168億7,989万2,000円と相成りました。

報告第2号は、平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、平成18年度の事業費が確定したことにより、それに伴い繰入金額等が確定したため、予算の補正を要するものであります。

報告第3号は、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、平成18年度の事業費が確定したことにより、負担金及び医

療費の額が確定しましたので、7,789万2,000円を減額し、補正後の予算総額は34億5,009万8,000円と相成りました。

報告第4号は、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、医療費の実績にあわせて、1億2,551万2,000円を減額いたしております。これにより、補正後の予算総額は、38億1,536万8,000円と相成りました。

報告第5号は、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、平成18年度の保険料、国及び県支出金、交付金などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1億2,847万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、19億3,378万円と相成りました。

報告第6号は、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、分担金及び負担金、使用料、町債などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2,915万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、9億8,510万9,000円と相成りました。

報告第7号は、平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、分担金及び負担金、使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,761万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億8,612万1,000円と相成りました。

報告第8号は、平成18年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額の21万9,000円を減額補正しております。

報告第9号は、平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、国庫補助金、町債などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額704万2,000円を減額しております。

報告第10号は、平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、使用料、諸収入が確定しましたので、これを補正するととも

に、不用額となる未執行額を減額した結果、385万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、1億3,298万7,000円と相成りました。

報告第11号は、平成18年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、平成18年度の事業費が確定したことにより、101万1,000円の増額補正し、補正後の予算総額は、1億1,238万6,000円と相成りました。

報告第12号は、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第6号であります。

今回の補正は、不用額となる未執行額を減額した結果、574万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、13億9,261万円と相成りました。

報告第13号から報告第15号までの3議案につきましては、平成18年度有田川町一般会計及び特別会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第13号は、平成18年度有田川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

清水庁舎改築事業に伴う、平成18年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その支出を終わらなかつたものを^{ていじ}繰越して使用することができる経費について、繰越計算書を調整しましたので、これをご報告するものであります。

報告第14号は、平成18年度有田川町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度の一般会計予算の経費を平成19年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成19年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成19年度特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第16号は、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、平成18年度決算において、支払基金交付金、国庫支出金並びに県支出金に不足額が生じたので、1億716万8,000円を繰上充

用する補正を行うものであります。これにより補正後の予算総額は、42億9,107万4,000円と相成りました。

報告第17号は、有田川町税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するなど、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとなったことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付けで専決処分をした本条例について、議会の同意をお願いするものであります。

報告第18号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

初めに、平成18年度の経営状況についてであります。

平成18年度における土地の取得状況は、公有用地として、町道中井原本線道路改良工事用地233,87平方メートルを1,632万1,568円で取得いたしました。

土地の処分状況では、アメニティタウン用地731平方メートルを73万1,000円で町に売却をいたしました。

また、附帯事業では、公共下水道事業の事務委託及び町道歎喜寺松原修理川線の登記事務委託を57万円で受託いたしました。

平成18年度末における売却土地の保有状況は、公有用地として2万7,533,3平方メートル、1億8,598万7,863円であり、完成土地等については、92万1,351平方メートル、1億4,636万4,000円であり、合計で面積94万8,884,3平方メートルで、金額にして3億3,235万1,863円と相成ります。

次に財政状況ですが、平成18年度の損益勘定では、事業収益130万1,000円に対し、事業外収益18万8,573円で、合計148万9,573円に対し、事業原価92万9,652円、一般管理費665万5,885円、特別損失1億5,357万7,946円、合計1億6,116万3,483円となり、差引き1億5,967万3,910円が当年度損失金であります。

なお、特別損失につきましては、企業会計において減損会計が導入されるという大きな制度改正が行われたことに伴い、経理上未成土地として計上しているアメニティタウン用地について、平成18年3月31日現在の鑑定評価を行い、開発公社経理基準要綱第25条により、減損処理を行ったものであります。

損益処分計算書では、前期繰越準備金4億3,716万8,582円、当年度損失金1億5,967万3,910円を差し引き、2億7,749万4,672円が翌年度繰越準備金となります。

次に、平成19年度土地開発公社事業計画及び予算について説明をさせていただきます。

事業計画といたしまして、土地売却事業3件でございます。

町道土井2号線用地403.43平方メートル、予定価格は4,997万円と、町道中井原本線道路改良工事用地392.08平方メートル、予定価格2,646万円と、風力発電建設に伴うアメニティタウン用地3万8,150平方メートル、予定価格1,907万5,000円をそれぞれ有田川町へ売却を予定しています。

合計3件で、9,505万5,000円の売却事業となっております。

続きまして、2ページは事業計画に伴います予算であります。

収益的収入及び支出であります。まず収入では、事業収益と事業外収益で合計9,582万5,000円あります。

次に、収益的支出でございます。

まず、事業原価は、先ほどの公有地取得事業の原価であります。

原価合計8,249万6,000円となっております。

これにつきましては、5ページから6ページに内訳を掲載しております。

販売費及び一般管理費では787万円あります。これは職員の給料、監事報酬、理事報酬、一般管理費でございます。事業外支出といたしまして、支払利息、雑費等20万円の支出であります。予備費といたしまして50万円を計上しております。支出合計9,106万6,000円となります。収益的収入から収益的支出を差し引きますと475万9,000円となります。

3ページについては、資本的収入及び支出でございます。

これにつきましては、7ページの内訳明細をご覧ください。

短期借入金660万円は、銀行又は農協の借入金でございます。資本的支出につきましては、公有地取得事業費、借入金の償還費、予備費を計上して、支出合計8,195万6,000円となっております。

次に3ページの第4条では、短期及び長期借入金の限度額を3億円と定めてございます。

8ページには、18年度予定貸借対照表、損益計算書を、9ページには19年度の予定貸借対照表、それに対します資金計画でございます。お目通しを頂きたいと思っております。

以上をもちまして、平成18年度土地開発公社の経営状況並びに平成19年度の事業計画及び予算についての報告を終わります。

報告第19号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、財団法人有田川町ふるさと

と開発公社より提出された平成18年度の経営状況についてであります。

平成18年度は、ふれあいの丘スポーツパークにおいては、一昨年のドーム建設工事完成により終日営業できましたことにより、売上額が4,332万円で、前年比144.8%、1,339万円の増額となりましたが、しみず温泉あさぎりにおいては、しみず温泉健康館の改修工事のため2カ月間休業したことが影響し、売上額が4,984万円で、前年比92.5%、405万円の減額となりました。

公社全体としましては、売上額は2億5,548万円で、前年対比100.2%、60万円の増額となりました。

一方、経費面では、価格高騰により燃料費が増えるなど、事業管理費全体では、前年比102.3%の2億281万円となり、経常利益はマイナス2,227万9,674円でありました。

以上、報告といたします。

議案第49号は、平成19年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、2款総務費の財産管理費では、風力発電用施設用地購入費として1,450万円を、3款民生費の老人福祉費では、敬老会委託料として216万3,000円を、4款衛生費の清掃費では、備品購入費として536万円を、6款農林水産業費の林業振興費では、移住交流受入れシステム支援事業委託料として400万円を、9款消防費の消防施設費では、消防車購入費などに430万円を、災害対策費では、防災無線屋外拡声子局増設事業等に800万円を、10款教育費の学校管理費では、小川小学校グラウンド等整備工事費に996万円を、吉備中学校サッカー練習場整備工事等に909万5,000円を、12款公債費では、繰上償還金に6億8,044万6,000円などを補正して、今回の補正額は7億4,852万7,000円となり、補正後の予算総額は169億5,552万7,000円と相成りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、基金からの繰り入れを充てることにしております。

議案第50号は、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、地域密着型介護予防サービス給付負担金として300万円の補正額となり、補正後の予算総額は20億4,593万円と相成ります。

議案第51号は、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、工事請負費等181万8,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は3億291万2,000円と相成ります。

議案第52号は、平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第

1号であります。

今回の補正は、施設等整備交付金事業費増に伴い90万円の補正額となり、補正後の予算総額は17億5,037万円と相成りました。

議案第53号は、有田川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、宿泊を伴わない県内日帰り出張の日当を廃止するため、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第54号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定する損害補償の基礎となる補償基礎額について、配偶者以外の扶養親族についての補償基礎額の加算額が200円にされたことに伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第55号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、配水施設、配水管の老朽化及び水源水質の悪化等により、粟生簡易水道事業、二川簡易水道事業を統合し、経営の安定化、安定した良質な水道水の供給を図るため、平成16年度より整備を進めていた統合簡易水道事業が、平成18年度で完成したことにより二川簡易水道事業が廃止されたことに伴い、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第56号は、有田川町下水道事業受益者負担金条例の制定についてであります。

公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく受益者負担金に関し、必要な事項を定めるものであります。なお、受益者の負担金の額につきましては、有田川町下水道料金審議会より答申をいただいた、公共1基当たり30万円とするものであり、本条例を制定することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第57号は、有田川町福祉バス運行に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

定期路線バスの運行していない区域の交通を確保し、医療機関等への通院の利便の向上を図るための有田川町福祉バスの運行については、本年4月1日よりコミュニティバスの運行へと変更したことに伴い、本条例を廃止することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第58号は、和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成19年7月1日から和歌山県市町村職員退職手当事務組合に和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を加入させるため、本規約の変更することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成19年7月1日から和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合に御坊市日高川町中学校組合を加入させるため、本規約の変更することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第60号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

平成18年度において策定された辺地総合整備計画の町道鷲ヶ峰線改良事業について、工事計画の変更が生じたため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。

町道下六川釜中線道路改良事業及び林道遠井堂鳴海線舗装事業を新規に計画策定するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字天満地内、町道神楽山縦断線、延長867メートルについて、道路法の規定により、路線の廃止をお願いするものであります。なお、本路線につきましても、高速4車線化により、つけかえ、見直しをするものであります。

議案第63号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字天満明王寺地内、町道天満南北線、延長937メートルについて、道路法の規定により、路線の廃止をお願いするものであります。なお、本路線につきましても、高速4車線化により、付け替え、見直しをするものであります。

議案第64号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字天満明王寺地内、町道神楽山南線、延長315メートルについて、道路法の規定により、路線の廃止をお願いするものであります。なお、本路線につきましても、高速4車線化により、付け替え、見直しをするものであります。

議案第65号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字天満地内、町道神楽山縦断線、延長 669 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 66 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字天満地内、町道天満南北線、延長 675 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 67 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字天満地内、町道神楽山線、延長 210 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 68 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字天満及び明王寺地内、町道吉備インター連絡 2 号線、延長 325 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 69 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字明王寺地内、町道明王寺ランプ線、延長 115 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 70 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字垣倉地内、町道 1003 号線、延長 44 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 71 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字徳田地内、町道秋葉東西 2 号線、延長 147 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第 72 号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字長谷川地内、町道長谷川^{こめだに}込谷線、延長 180 メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

休憩 10時15分

再開 13時01分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町一般会計補正予算第9号を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、報告第1号について、質疑をさせていただきます。

今度の補正の歳出の77ページの消防施設費ということで、備品購入費等組まれているんですが、説明を聞いた中では、昭和50年代の消防車の老朽化に伴う更新をしていくということでお聞きしているんですが、今回で言いますと、清水で8台、金屋で2台更新していただくということですが、まだですね、60年代の車が清水で12台、金屋が4台とお聞きしているんですが、今回の導入によって引きますと、清水であと4台、金屋で2台ということで把握させていただいてよろしいのかどうか。それに伴う今後の更新について、どんな計画であるのかという点だけお聞きしときたいと思います。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

旧清水町につきましては、昭和の車が12台ございます。また、金屋支団につきましても、昭和代が4台ございます。今回、次の入札があるわけなんですけども、軽の積載車10台を予定しております。それにつきましては、清水で8台、あと旧金屋で2台を予定しています。ただ、残りにつきましては、順次整備していかなければならないと思っています。昭和代につきましては、あと清水でも2～3台残るわけなんですけども、順次取り揃えていきたいと思っています。それと、県単で今年1台要求をしております。旧清水の分でということでございます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第5 報告第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第6 報告第3号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第7 報告第4号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第8 報告第5号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第9 報告第6号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 10 報告第 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 11 報告第 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 11、報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 18 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 2 報告第 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 8 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 3 報告第 1 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、報告第 1 0 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 8 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第14 報告第11号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第14、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第15 報告第12号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第6号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 6 報告第 1 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 6、報告第 1 3 号、平成 1 8 年度有田川町一般会計継続費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

…………… 日程第 1 7 報告第 1 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 7、報告第 1 4 号、平成 1 8 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

…………… 日程第 1 8 報告第 1 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 8、報告第 1 5 号、平成 1 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

…………… 日程第 19 報告第 16 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、報告第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 20 報告第 17 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 20、報告第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。質疑をさせていただきます。

今回の改正の 17 号の中でですね、6 ページに旧制度と新制度との比較の一覧表を載せておりますが、この中で私は特に指摘しておきたいのは、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の、いわゆる課税の特例ですね、これが有田川町において試算していただいた場合にですね、平成 19 年度ベースでいいますと、どのようになるかというのをお示しいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

増谷議員さんのご質疑にお答えします。

上場株式等についての影響額ということで試算したところ、だいたい有田川町で200万程度の影響額が出るかと思います。軽減で200万が差額として落ちるということです。普通に計算したときより落ちるということです。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

今の課長さんのご説明で言いますと、要するに1億7,000万円の、本来なら減税をしなければ3%課税ができると、その計算が510万になりますね。今回の特例で3%を1.8%に下げているから、その分が306万円ですね。その差額が、いわゆる204万が減税になっていると。ということでご理解していいですね。そういうことですね。

——わかりました。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

お答えします。

今言われたとおり、普通なら3%なんですけども、1.8%の税率ということで、その差額が204万円ということです。

以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

討論ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

報告第17号、税条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今日の町長の所信表明の中においても、この町税条例の改正について、持続的な経済社会のためというご説明が一部ありましたけれども、しかしこの中身をみますと、いわゆる私どもは証券優遇税制の株の売却や配当にかかわる税率について、全体で20%から10%に軽減し、町税にかかわる個人住民税も3%から1.8%に軽減しています。この延長になっているわけですが、この問題に

ついて、県でも同じような質疑がされたそうですが、県でいいますと、8億3,900万の減収に対して、町では先ほども示していただきましたように204万円になっています。

この制度で恩恵を受けるのは、申告所得でいいますと、かなりの高額所得者でほとんどを占めます。1月からの所得税の定率減税の廃止に続き、6月からは住民税の定率減税が廃止されます。定率減税や老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小など、このようなことが合わさって、一般庶民においては大增税になります。このようなときにあえてこういう、いわゆる大金持ちを優遇するような税制の条例改正の継続には、私は到底納得できない。住民の声を代表して、私は反対の立場から討論とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに討論ございませんか。

——ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第21 報告第18号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第21、報告第18号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

…………… 日程第22 報告第19号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第22、報告第19号、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

今回の決算はさておいて、19年度の計画を見ているとですね、先ほども取り組む姿勢をお伺いしたわけですが、そういう取り組みの姿勢がこの事業予算にも反映しているのではないかというように、ちょっと数字を見ただけでも私は思うんですが。その上でですね、あえて確認させていただきたいんですが。これで見ますと、例えば健康館、19年度施設別予算一覧表というのがありますが、これを見ますと健康館で400万余りのプラス事業収入、ふれあいの丘で500万余りの事業収入、これは前年度の決算と対比しての、私は増えているという形で言わせてもらっていますが。それと宿泊白馬施設で360万の、まあ収入を見込んでいるということなんですが。その点、見通しとして、そうふうに大丈夫ですかということを再度ご確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

19年度の見通しということではありますが、このふるさと開発公社については、非常にこう、今までに努力の足りない点がたくさんあったということで、専門家による経営のコンサルタントを入れて、できるだけ赤字の出ない、まあコンサルタントによりますと、何年後には各施設が黒字になるんだという方向でですね、今、努力をさせています。

それでまあ議員さんもお承知のとおり、今年の冬から、お客さんのない冬季についてはですね、有田川町の65歳以上の老人については、僕はこれを近畿一円に伸ばせという話もしてはいますが、まあ半額ということにもさせています。また旅館の方についても、冬季限定でありますけれども、1泊2食付で5,000円余りという非常にこう低価格の設定をさせていただきました。それで、このぐらいの目標で、黒字が必ず達成できるかと言えば、できますとは言えませんが、非常にまあ今、従業員も含めて営業努力をしています。

その中で、施設の中には本当に何年たっても利益を生めないような施設も何か所かありますので、そういうところについては閉鎖も考えながらですね、できるだけ健全な運営をできるように努力をしていきたいと考えています。

ただ、この施設については、本当にこう、清水地方の雇用の場でもあるシンボルでもあります。それで、このふるさと開発公社の施設できるだけ閉めないで経営やっつけていけるように、今後も十二分に努力をしていきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

これで報告を終わります。

…………… 日程第 2 3 議案第 5 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 5 3 号、有田川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 4 議案第 5 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 5 4 号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 5 議案第 5 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 5 5 号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 6 議案第 5 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 5 7 号、有田川町福祉バス運行に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 27 議案第 58 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 27、議案第 58 号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 28 議案第 59 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 28、議案第 59 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 9 議案第 6 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 9、議案第 6 2 号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり廃止されました。

…………… 日程第 3 0 議案第 6 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 0、議案第 6 3 号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり廃止されました。

…………… 日程第 3 1 議案第 6 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、議案第 6 4 号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり廃止されました。

…………… 日程第 3 2 議案第 6 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 2、議案第 6 5 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 3 3 議案第 6 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 6 6 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 3 4 議案第 6 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、議案第 6 7 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 3 5 議案第 6 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 6 8 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 3 6 議案第 6 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 6、議案第 6 9 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 37 議案第 70 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 37、議案第 70 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

…………… 日程第 38 議案第 71 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 38、議案第 71 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

…………… 日程第 3 9 議案第 7 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 9、議案第 7 2 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

お諮りします。

日程第 4 0、議案第 4 9 号から日程第 4 6、議案第 6 1 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にいたしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月20日、水曜日、午前9時30分から再開いたします。

~~~~~

延会 13時31分